

西宮市地区防災計画作成支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の防災意識の向上及び災害時における地域の共助による防災活動の円滑な実施のため、自主防災組織等が自主的に取り組む地区防災計画の作成を西宮市が支援する事業に関して必要な事項を定める。

(支援対象となる団体)

第2条 支援の対象となる団体（以下「支援対象団体」という。）は、市長へ規約等届出のある自主防災組織を含む団体とする。なお、小学校区単位等、複数の支援対象団体が協働して申請することも可能とする。

2 地区防災計画の作成に際しては、広く当該地域住民等の参加を募り、その内容について検討するよう努めること。

(支援の要件)

第3条 支援対象団体が支援を受けるための要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地区防災計画には、地域の防災活動方針のほか、地域のハザード、避難行動や日頃の備え等、地域住民の防災意識の向上に資する内容を掲載すること。
- (2) 市から地区防災計画の印刷支給を受けた場合は、当該地区防災計画の対象エリア内に居住する世帯に広く配布をすること。

(支援内容)

第4条 第2条に定める支援対象団体から次条の申請を受けた場合は、市長は予算の範囲内で次の各号に掲げる支援内容を適宜実施するものとする。

- (1) 各種防災関連資料などの貸与。
- (2) アドバイザー派遣。
- (3) 地区防災計画素案データの作成支援。
- (4) 地区防災計画の印刷支給。ただし、印刷部数は当該地区防災計画の対象エリア内に居住する全世帯数を基本とし、予算の範囲内で調整する。

(申請)

第5条 市の支援を受けようとする支援対象団体（以下「申請団体」という。）は、西宮市地区防災計画作成支援申請書を、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。なお、申請団体には年度内に1度の申請を可能とするが、申請団体が多数となった場合は、過去に申請していない団体を優先するものとする。

- (1) 地区防災計画作成の企画書
- (2) 申請団体に係る規約あるいはそれに準ずるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは支援を決定し、西宮市地区防災計画作成支援決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 支援の決定を受けた申請団体は、地区防災計画の支給が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は年度末のいずれか早い期日までに、西宮市地区防災計画作成支援実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地区防災計画作成時のグループワーク等の記録
- (2) 地区防災計画作成時の住民の活動状況の確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(受領書の提出)

第8条 市から地区防災計画の印刷支給を受けた申請団体は、速やかに西宮市地区防災計画作成支援成果品受領書を市長に提出するものとする。

(地区防災計画の活用)

第9条 申請団体は、支給された地区防災計画を活用した自主的な防災活動を行うこと。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。